



Title	オーギュスト・ワルラスの所有論手稿
Author(s)	佐藤, 茂行
Citation	経済學研究, 34(2), 103-113
Issue Date	1984-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31655
Type	bulletin (article)
File Information	34(2)_P103-113.pdf



[Instructions for use](#)

<史料紹介>

オーギュスト・ワルラスの
所有論手稿

佐藤 茂行

オーギュスト・ワルラスの『社会的富の理論』(1849年)は全6章からなっている。この著作は、もともと全8章を予定していたのであるが、実際に公刊されたのは第1章から第6章までであって、第7章と第8章にあたる部分は未刊に終わっている。この未刊の章では所有論が展開されていた¹⁾。その内容は1923年に、L.-M. ルロワが紹介しているから、われわれはこれによってほぼその全容を知ることができる。ここでの主張は、オーギュストの息子、レオン・ワルラスの土地国有論に影響を与えた。したがってこの二つの章はレオン・ワルラスの土地国有論の根底にある思想を知るうえからも見逃すことのできない重要な史料ということになる²⁾。

ところで、未公刊の二章の手稿はロザンヌのワルラス文庫に保存されている。ルロワの紹介もこの手稿にもとづくものと推測される。しかし、実際にこの手稿とルロワが紹介している文章とを比べてみると、句読点やイタリックス表

示などに多くの異同があるばかりでなく、いくつかの箇所では脱落や誤記が発見された。そこで本稿では翻訳もかねて、この二章の手稿をあらためて紹介することにした。

問題の手稿は、たて26.4cm、よこ21cmの大きさの用紙8枚の両面に浄書されている。以下、そのページについては手稿の順序にしたがって、たとえば3枚目の表は[3]裏は[3d]というように記し、それぞれのページのはじめの部分にこれを挿入した。またイタリックス部分は傍点によって表示してある。なお、これ以外の〔〕内は訳者の補語である。

(1) 所有の理論 第1章³⁾ 所有 (la propriété) について: 占有 (la possession) のさまざまな形態; 私有 (la propriété privée) について、共同所有 (la propriété commune) について

所有とは、他人の権利を侵害することなく、その所有によってえられる利益をもとめて、あるものを享受、活用、消費し、その〔所有者の〕意図にしたがってそれを自由に処分する、そういう権利のことである。

所有はひとつの権利つまりひとつの道徳上の能力なのである。人間だけが人格であり、したがって人間だけが所有権の主体となることができる。動物も所有者たりうるというティエール氏の主張は嘲うべきものと言わねばならない。

所有とは、もの、すなわち非人格的存在、自己を知ること抑制することもない存在を享受する権利のことである。このことから人間がこの所有の対象とはなりえないことが導きだされる。ここでの所有の定義には奴隷状態はふく

1) L.-M. Leroy, *Auguste Walras, économiste : sa vie, son oeuvre*, paris, 1923, pp. 66, 71, 113. なお岡田純一は、このことを明確に指摘しているルロワの著書を利用しながら「1849年にオーギュストの公刊した『社会的富の理論』のうちには、オーギュストの所有権論が展開されている」とのべている。〔岡田純一『フランス経済学史研究』お茶の水書房, 1892年, p. 291〕しかしこの著作には所有権論は明らかに含まれてはいないのである。

2) 以上については拙稿「オーギュスト・ワルラスの土地国有論」『経済学研究』(北海道大学)第30巻第4号(1981年3月)を参照されたい。

3) このタイトルが第7章でなく、第1章となっていることに注意されたい。これはティエール批判などの諸論とともに、あらためて別のかたちで公刊を意図していたことを推測させる。このことに関連して前掲拙稿 p. 138 参照。

まれてはいない。だから奴隷状態はこの定義によれば不正として糾弾される。しかし [1d] この定義では、動物は所有の範囲にふくまれる。動物はひとつのものであり、したがって、そのことゆえに動物は所有の範囲に入るのである。動物は人格の束縛をうける。

所有〔権〕とは以下のような権利のことである。すなわち、あるものを享受し、所有〔者〕の必要を満たすためにそのものにふくまれる効用のすべてを利用し、所有の果実を受けとり、所有の利益をもとめてそのものを活用し、そのすべてを消費し、所有〔者〕の意思にしたがってそれを自由に処分する権利、つまりそのものを友人に与えたり、売ったり、貸したり、隣人に賃貸したり、子供たちに移譲したり、公共事業や慈善団体に寄付したりする、そういった権利のことである。

他人の権利を侵害することなく、ということ。これは自明ではないから説明を要する。問題の難しさは、すべてこのことのなかにある。設問をそらすわけにも、歪めるわけにもいかない。この設問に大胆にとりくみ、きっぱりと解決しなければならぬ。この解決こそ、わたくしがこれから試みようとしていることなのである。

つぎのように言うと誤りになる。所有は人格ともものとのあいだの関係であって、人格は権利の主体であり、ものはその権利の対象である。と。ものは権利の対象ではない。すくなくとも、ものは権利の直接的、無媒介的な対象ではない。ものは権利の間接的対象でしかない。権利とは道徳的関係である。道徳的関係は二つの道徳的存在、二つの人格のあいだでのみ成立しうる。権利の主体たる人格が有する権利を尊重する義務を負う人格的存在、これこそが所有権の真の対象なのである。所有はものを人格に結びつけるのではない。それは人格どうしを結びつけるのである。わたくしはある対象の所有者である。わたくしの所有、それはわたくしの権利のことである。あらゆる権利には義務が対応

する。わたくしの権利に対応する義務、それはわたくしの所有を尊重する義務を負うわたくしの同胞の義務のことである。このような道徳の世界にあっては、わたくしが所有しているものは、明らかに消極的で、純粹に受動的な役割しかはたさない。わたくしが所有しているものは、わたくしと同胞とのあいだに成立する関係のきっかけでしかない。そしてこの関係は、われわれの人格の力にもとづき、ものの使用をめぐって成立するのである。

人格とももの、あるいは人格相互のあいだにものをめぐって成立しうる関係は所有だけではない。このような関係をふくみ、またこれが適用されるやりかたは他にもある。所有権とならば用益権がそれである。民法(543条)によれば、財産は所有権または、たんなる享有権、あるいはたんに要求に応じる根本的用役をもつことができるという。

この他にもまだある。所有の主体となりうるのは個人または法人である。これについては、たくさんの実例がある。前者の例としては、私有または厳密ないみでの所有がある。後者の例としては共同所有または共有 (la communauté) がある。共同所有の場合には共同体の利益のために共同のものが享受されたり、利用されたりする。そうした享受や利用が個人的所有の場合だと個人の利益のためになされるが、それとちよほど同じである。

民法(537条)によると、個人は法で定められた許容の範囲内で、各人に属する財産を自由に処分することができる。

このように、個人に属するものが存在する。

国が管理する道路や街道、街路、そして航行のできる、または、いかだの流せる河川、河岸や前浜、港灣、港、投錨地、つまり一般的に言って、私有が許されない〔2〕フランスの領土のすべての部分が行政財産の従物とみなされるのである。

城門とか城壁、壕、戦場の防禦物、要塞も同じく行政財産の一部をなしている。そしてこれ

ら、かりに正当な手続をふんで譲渡されたものでもなく、あるいはその所有権が時効によって取得されたものでもないとしても、それらは国家に属しているのである。(民法 538, 540, 541 条)⁴⁾

こうして国家に属するものが存在する。すなわち、すべての人に属するものが存在する。なぜなら国家とはすべての人のことであり、すべての市民の集合のことだからである。

われわれが自分たちの多様な欲望を満たすために、あるいは享楽をうるために用いるもの、つまり財とか富とよばれるものの中には、自分のものとして所有したり、共同のものとして所有したりできる、ひじょうに多くのものが、たしかに存在する。そしてこれらのものは、これらの占有の二つの形態にひとしく適合している。所有と共有は、ほとんどの場合、それにあてられるものの性質そのもの、使われかた、またはそれらのものに適合した役立ちかたにもとづいている。ところで、あるものが種々の用途に適しているといったことは、しばしばありうるわけで、ここからも容易にわかるように、同じ対象が、あるときには私有物に、あるときには共有物になりうる。

使用によってすこしも消耗しないもの、あるいは長いことかかってやっと消耗するもの、常時使用する必要のないものがある。たとえば書物は、これを注意深く大切に扱う人の手もとで使用されるならば、それはけっして消耗しない対象である。書物によっては、ある人によって一度ならず再読され、ひきつづき他の多くの人びとによって幾度も読まれることがある。そしてその結果それは傷むことがない。他方、その同じ書物は、かならずしもつねに読まれるとはかぎらない。つまり毎日くり返し読まれたり、たえず読まれたりすることがない。こうしたことから容易にわかるように、ある書物が共

同所有または集団的所有の対象となりうるのとまったく同じく、書物は私有の対象になりうる。わたくしの書齋には、わたくしの書物がある。だからこれらの書物にふれる権利は、わたくしだけがもっている。だが、公共図書館には共同所有になる書物がある。そしてこれらの公共図書館が属する共同体のすべての成員は、これらの書物を、かわるがわる読んだり、読み返したりするに違いない。[2d] 眺めを楽しむ庭園もこの書物の場合と同じである。わたくしが家の裏に庭園をもっているとしよう。それはわたくしの個人的所有になるものであり、したがって、わたくしはそこに出て散歩する権利をもつであろう。しかし人は一日中散歩しているわけにいかない。この世には散歩以外になすべきことがある。それに、こうした庭園を散歩したからといってこの庭園が損なわれるような大きな危険は生じない。そこで、もし、わたくしの家に、わずらわしい人や無遠慮な人などが、けっして入り込まないという保証さえあれば、わたくしは近所の人びとや友人が自分の庭園に散歩しにやってくることを許すに違いない。わたくしに劣らず人が庭園を大切にすることが予想されたら、この庭園はより多くの人びとに供され、それでいてその価値は、すこしも損なわれることはないであろう。衆知のとおり、パリやその他多くの大都市には公園があって、そこに出かけて行って散歩する権利は、すべての人がもっている。各人はここへ、つぎつぎと好きなときにやってきて、これらの施設からえられる楽しみを味わう。これらの公園はこれらを所有し、維持している共同体のすべての成員に開放されている。そればかりではない。外国人や旅行者もこの楽しみを味わうことができる。イギリス人やドイツ人が、テュイルリー公園とかリュクサンブール公園、ブローニユの森にやってきて散歩することは、いっこうにさしつかえないのである。

自分のものとして所有されなければならない、けっして共同のものとして所有されることがで

4) ルロワの引用ではこの民法の条項をしめすカッコの部分が欠落している。cf. Leroy, op. cit., p. 117. 以後, Loroy, p.~と記す。

きないものが存在する。これには無数の事例がある。これらのものもつ用途、これらのものによってもたらされる用益は、他の種類の利用にむけることはできない。そして、たしかに一度しか役に立たず、ただちに消費されてしまうものが存在する。わたくしが収入と名づけたものがそれである。これらのものの共同所有が妄想であることは明白である。なぜなら、これらのものの享受は本質的に個人的なものだからである。わたくしが食事のときに食べるパンや肉、わたくしが飲むワインやビール、わたくしが毎日消費するコーヒーや砂糖、リキュールなどは、わたくしの個人的所有、わたくしの私有でなければならない。そして、それによつてはじめて、わたくしは落ち着きはらって、これらの消費に専念できるのである。グラス一杯のワインや一片のパンを、あなたはどのようにして共有しようと思うだろうか。たまたま、あなたとわたくしが、一片のパンと一杯のワインにたいして等しい権利をもっていたとしよう。われわれは、これらを分配してワインとパンをそれぞれ半分ずつとるか、もしくはパンとワインの価値が等しければ、一人がパンを、他方がワインをとる、といったかたちで折り合いをつけることが絶対に必要となるに違いない。〔3〕いづれにしても、共有の対象となるものが、その本来の使用にあてられるのに先立って、われわれのあいだに存在する共有は解消される必要がある。このように、消費はかならず私的で個人的なものなのである。したがって、私有は消費に先立ち、消費を可能にするものでなければならない。

何度か役に立ち、すぐには消耗しないが、しかし使用によって急速に傷むもの⁵⁾がある。他方、これにたいして、かなり急速に消耗するもので、非常にしばしば使用され、いわば連続的に使用されるものがある。この事例として、衣服をあげることにしくものはあるまい。あなた

は、わたくしの帽子や靴、下着類や服をわたくしと共同で身につけることを望むだろうか。いづれにせよ、わたくしは何よりもまず自分の帽子や長靴を毎日のように必要とする。かりに、わたくしが隣人にこれらのものを貸したなら、わたくしは部屋にとじこもるか、スリッパをはいて無帽で外出するかしなければならぬであろう。これだとまったく不愉快である。それに、わたくしの帽子はわたくしの頭の大きさに応じてできているし、わたくしの長靴はわたくしの足の大きさに合っている。わたくしの帽子をかぶったり、わたくしの長靴をはいたりできる人は、おそらく100人に1人いるか、いないかであろう。ここからわたくしは、こう結論をくだす。長靴とか帽子というのは私有の対象、個人的所有の対象となるためにつくられているのだ⁶⁾、と。かぎタバコ入れとか時計はだれもが使用できる。それはわたくしも認めよう。だが、もしも、まる1日、かぎタバコ入れや時計をとりあげられたなら、わたくしはたいへん不自由な思いをするであろう。同様にこれと類似したものはいくらかでもあげられる。

あるものの使いかたとか、そのものがわれわれに役立つ性質そのものによって、まさしく占有の形態が定められるのである。したがって共有が一般にゆきわたり、支配的であるような状況のもとでは、所有そのものはないかも知れないが、無数のこまごまとしたものが個人的に使用されたり、個別的に専有 (l'appropriation) されたりする。このようにして、われわれは、いくつかの部屋からなる家を一家族が占有しているのを日々、目のあたりにすることになる。そこには、たとえば客間とか食堂といった共通の部屋がある。そして他方、母親は自分の部屋を、父親は自分のそれを持ち、奥方はその居間や化粧部屋を、殿方はその書斎、または仕事部屋をもつ。かりに家族が裕福だったり、また家が広がったりすれば、子供は各人、自分の部屋

5) 手稿では choses であるが、ルロワでは objets となっている。(Leroy, p. 119)

6) ルロワでは、私有の前に「所有の」(d'une propriété) という語があるが (Leroy, p. 120)、手稿にはこれはない。

もつ。また、もし、その家に庭があるなら、男の子も女の子もそれぞれ自分たちの小さな庭を作るために、父親にその土地の狭い一隅をきつとねだるに違いない。[3d] こうして私有⁷⁾、個人的所有を免れえないものが存在する。なんじのものとわがものをすっかり無くしてしまいたいというのは、ひとつの妄想である。ものの本性そのものが、こうした主張に抗うのである。

共同で所有されるしかないものが存在する。人がこの世に生まれてきたのは、誠実に生き、自由に行動し、仕事に応じてたえず活動するためである。権利に執着するどんな土地所有者といえども、プロレタリアが土地を離れたり、地上に身をおいたり、大気中で生活したり、あるいは大西洋岸をいつも散歩したりするのをとがめることはできない。あなたはわたくしが足をおく空間や、わたくしが何かをするために、さまざまなところへ行く道、寝る場所、散歩したり、きれいな空気を吸ったり、空や太陽を見て楽しめるところを、わたくしに提供する義務がある。そして、だからこそ民法典は正当にも、私有が許されないフランス領土の一部が存在することを認めているのである。こうした多くの部分こそ、まさしく道路、幹線道路、街路、広場、公共遊歩道、河川岸、海岸等々なのである。

上記の例にみられるような絶対的で、さし迫って必要なものではないが、しばしば声高に語られ、そして傾聴に値する、便宜さといったものがありうる。富裕な資本家が川に橋をかけさせ、それによってその資本家は自分の費用でかけさせたその橋の所有者、しかもまったく正当な所有者になる、ということは、たしかに、たいへんよくわかる。さらにその資本家がその資本を使おうと望んでいること、つまりその手段によって正当な収入をえようと望んでいることも、わかる。したがって、わたくしは、その橋を格子で閉じる権能とか、自分の意思で設定し

た使用料が支払われるときだけ、その橋の利用や通行を認めるといった権能を橋の所有者がもつことをみとめるであろう。橋をつくる、つくりたいはかれの自由であった。その橋を利用しようが⁸⁾無視しようが、それは公衆の自由である。かりに、この所有者が通行料をあまりに高く設定すると、利用客は少なくなるであろう。また、かりにこれをより安くすると、より多くの顧客がえられるであろう。この計算をたてるのはまさにその所有者であり、そのことをもっぱら考慮しているのは、かれなのである。かれが行うことで承認しがたいことがあるとしたら、それはただひとつ、かれが人びとを強制してかれの橋を渡らせ、そのうえで自分が定めた料金を払わせるということである。ひとりの資本家がなしうることは、幾人かの資本家の結合体または[4] 団体も同様になしうる。橋はその結果、それを構築した資本家たちの共同所有となるであろう。またその通行料からの収入は、橋の建造に貢献した資本家ひとりひとりの、その貢献の度合に応じて、かれらのあいだで分配されるであろう。ここでもやはり、同じくひとつの事業が営まれ、それについては、みなが納得し、承認し、その正当性に異議をさしはさむようなことはない。ところで、つぎのようなことも同じように納得がいく。パリやリヨンのような大都会には公共的所有になるいくつかの橋がある。そしてそれは共同体の費用によって構築されたものであり、この結果、これらの橋はそれを作らせた共同体の全成員によって共同で所有されることになる。同様にこの結果、この橋は無料で共同利用される。したがって、どんな市民もセーヌとかソーヌ、ローヌの河岸から彼岸に行こうと思う、そのたびごとにポケットのなかを探る必要はない、ということになる。

ひとりの資本家ないしは幾人かの資本家が家を建造させ、その利用を望む人たちから適正な

7) ルロワでは、この「私有」が欠けている。(Leroy, p. 121)

8) 手稿では de profiter du pont となっているが、ルロワでは d'en profiter となっている。(Leroy, p. 122) この場合、もちろん意味に違いはない。

使用料または家賃をとって自由に使用させる⁹⁾ということも同じくやはり納得がいく。家とか建物は私有または共同所有の対象となりうる。同様に、フランスやイギリスのような国には行政財産にかかわるたくさんの構築物がある。これも納得がいく。この実例として以下のものがあげられるであろう。町村役場、市役所、宗教上の記念建造物、裁判所、拘置所、刑務所、小学校、中学校、救済院など。共同体がこうした性質の建造物を貸借りしたり、借り受けたりしなければならぬというのは、いかにも不便であり、また多くの場合、まったく窮屈なことであろう。これだと共同体¹⁰⁾は、これらの建造物を、より快適で効果的に使えるよう修理したり、増改築したり、必要な飾りつけをしたりすることを、かならずしも自由には行いえないであろう。

鉄道は、いくつかの会社によって運営される。そしてその場合、会社はこの鉄道から利益をひきだす。しかし鉄道は国家によっても、たしかに運営されるであろう。また、かりにそうなら、この新しい交通手段からえられる収入は、とうぜん国庫に入ることになるであろう。

要するに、ものを所有し、そして〔4d〕それを享受する仕方には二つある。その二つというのは、私有と共同所有つまり所有と共有である。

ものが自分のものとして所有されるか、それとも共同のものとして所有されるか、そのいずれに適しているかは、使用されるものの本性そのもの、そのものが使われるときの使われかたそのもの、そのものがわれわれに利益をもたらす用益の性質によってきめられる。

所有と共有のそれぞれの制度に完全に適合す

9) 手稿では abandonnera と未来形となっているが、ルロワでは abandonne と現在形となっている。(Leroy, p. 122)

10) 手稿では共同体すなわちその代名詞の elle となっているが、ルロワでは Il という不定代名詞となっている。(Leroy, p. 123)

るものが存在する。これらのものの用途は所有と共有に同じように適合する。

自分のものとして所有されなければならないもの、自分のものとしてのみ所有されるものが存在する。これらのものによって満たされる欲求は根本的に個人的なものである。この欲求によってしばしば消費がもたらされる。

共同のものとして所有されなければならないもの、それ以外の仕方では所有することのできないものが存在する。これらのものに定められた用途、これらのものによって満たされる欲求の性質は、どのような私有、どのような個人的専有の考えをも受けつけない。

これらの、ものの本性からひきだされる理由のほかに、われわれが従わなければならない正義の根拠とか便宜さの根拠といったものが存在すること、そしてこれらの根拠にもとづいて、これこれのものは私有の対象になるだろうとか、これこれの他のものは共同所有の対象になるだろうといったことが明言できる。このことは容易に理解されるであろう。

そうだとしたら、ここで試みに、ある所有制度を呈示してみることにしよう。この制度では、すべての人の権利は保護され、特定の個人の権利が他の個人の権利を損なうことがない。ひと言でいうと、そこでは正義によって命じられるあらゆることがらが考慮されているのである。

[5] 第2章 富と公有 (propriété publique),

富と私有 社会的富の成分は三つある。土地、人間の個人的能力ならびに蓄積された労働またはいわゆる資本がそれである。ところで、これらの社会的富の成分と所有の対象となる事物そのものとは一致している。土地、個人的能力そして人為的資本、この三つの源泉から収入が生み出される。だから、ここにわれわれを富裕にするすべてがある。同じく、ここにわれわれが所有することのできるすべてがある。

社会的富は、ときには自然的富と人為的富に

分けられる。この名称は、これらの富そのものを明らかにしている。土地と人間の能力、地代と労働、これらは自然的富である。これにたいし、あらゆる性質の人為的資本およびここからひきだされる利潤、これらは人為的富である。

自然権を究明するときには、とりわけこの自然的富がもっぱらとりあげられなければならない。経済学の研究では、社会と市民が考慮されなければならない¹¹⁾。

さて、一方に国家と個人があり、他方に土地または耕地ならびに人間の力能または労働がある。

土地は国家に属し、労働は個人に属する。これこそ所有問題において、すべての権利を両立させ、すべての合法的利益をまもる方法にかんしてわたくしが提起した、問題にたいする解答である。

土地は国家に属する。耕地はすべての市民の共同所有をかたちづくる。土地からの収入または借地料は公共的収入を構成する。今日フランスの耕地から生みだされる20億フランのこの借地料こそ、共和国の正真正銘の年々の収入なのである。

労働は個人に属する。言いかえると個人は自分自身に属する。市民はそれぞれ生きてゆくための産業活動能力、[5d] 労働適性、肉体的、知的、道徳的能力をもっている。われわれの個人的才能の日々の行使とその結果としての賃金、ここにわれわれの私的収入、われわれの個人的財産がある。これにわれわれの人為的資本の利潤がつけ加えられなければならない。そして、けっきょく、資本は労働と節約の成果であり、それは蓄積された、労働の成果なのである。資本は労働と貯蓄によってのみ形成される。それは正確な打算と賢明な節度の産物であ

る。こうした理由から資本は、その労働によってそれをつくりだした者に、まったく合法的に帰属する。しかもその人間は、労働によってそれをつくりだしたことに満足せず、それを慎慮と節制によって保持し、さらにより一層の労働を行うのである。

土地は個人的所有の対象とはなりえないし、またされるべきではない。耕地が個人的に所有されると、ますます増大する横奪をひきおこし、それは行政財産ならびにそこからえられる収入の横奪にまでおよぶようになる。進歩する社会では、耕地の価値や借地料の額が上昇するにつれて国家はその収入をたえまなく奪われる。土地所有者だけがこのような地価の差益とか、救い主がその子たちすべてに用意してくれた地代からの利益を手に入れる。個人的土地所有によって、社会は本質的に敵対的な二大階級すなわち土地所有者階級とプロレタリア階級とにたがいに分裂する。ここで言う土地所有者とは土地を所有するすべての人間のことであり、プロレタリアとは土地を所有しないすべての人間¹²⁾のことである。プロレタリアは、それがプロレタリアであるかぎり、勤労者または資本家すなわち勤労者または有閑者のことである。もっとも、有閑者とはいっても、それは勤労したあとで休息している、そういう有閑者のことである。土地所有者は、それが土地所有者であるかぎり、有閑者のことである。しかし、その有閑者はその休息のすべてをがちとったわけではない。農耕社会が現出するようになり、人類が狩猟と放牧の体制に別れをつけて以来、わが市民のあいだの、すべての反目の根元にあるのが、まさにこの有閑者と勤労者、土地所有者とプロレタリアなのである。悪は、土地所有と農業との混同、つまり別々に開墾するには別々に占有しなければならないと信じられたところから生じたのである。悪は日々増大する。耕地の所有によって、その耕地を授けられた人びとは

11) ルロワでは「とりわけ……経済学の研究では」までが欠落している。したがってルロワの紹介している文章では「自然権を究明するときには、社会と市民が考慮されなければならない」となって、手稿とはかなり違った内容となる。(Leroy, p. 127)

12) ルロワではこの「すべての人間」が欠落している。(Leroy, p. 128)

絶大な特権を保証される。そして悪の根源となったこの粗雑なあいまいさをとり除かないかぎり、悪は被害を与え続けるであろう。自然権を奪われたプロレタリアは、個人的土地所有の廃止および行政財産の返却、または、むしろその回復の要求をけってあきらめないであろうし、どんなことがあろうと、それを要求するプロレタリアの口を封じることはできないであろう。

[6] 労働と資本は共同所有の対象にはなりえないし、またされるべきではない。あるいは、それらは、少なくとも、自由な同意のもとでのみ、そしてその結果としてのみ共同所有の対象となりうる。法は勤労者や資本家が、たがいに協力し共同で仕事にはげむことを禁じてはいない。だが、法はそうする義務をかれらに与えることはできない。だから、ここから協同にもとづくあらゆる制度、そして同情または犠牲的精神に訴えるあらゆる制度の欠陥が指摘できる。協同とか同情というのは任意のものである。そのことからすれば、それはあるかも知れないし、ないかも知れない。ここに、これらの制度の無力さの根本的原因がある。社会は偶然を基礎にしては成り立ちえない。社会は蓋然性を基礎とするわけにはいかないのである。社会は権利と義務の不動の基礎のうえに成立しなければならない。ともあれ、まずは正義に注目しよう。そうすれば、あとのすべては、この順序にしたがって導きだされてくるであろう。

ところで、労働と利潤は私有の対象である。どんなことがあろうと私有制度から労働や利潤をとり去ることはできない。どんなことがあろうと、自由な同意、自発的な妥協なしにそうしたことを行うことはできない。労働と資本は、だからこのように私有の領域に属している。これらのものに個人や家族の必要を満たすべく定められた社会的富があり、売り買いといった商業の対象をかたちづくる価値、贈与とか賃貸、譲渡される価値がある。父はその子供たちに、夫婦はそのつれ合いに、兄弟とか友人はおたが

いに、これらの価値を遺贈することができる。そして、このような価値の遺贈こそ家族の外的、物質的絆であり、個人的所有、家族の所有、相続にもとづく所有の目的なのである。

土地、それは共同所有の対象、共有の対象である。ここに私的富にたいして公共的富を構成するものがある。土地の共有、ここに政治社会のすべての要素つまり国家のすべての市民を結束させるものがある。土地の共有は社会集団のすべての成員を維持し、結びつける絆であり、これによってすべての市民は祖国をもつ。

土地の共有こそは、今日ヨーロッパ中で所有と共有のそれぞれを弁護し合ってなされている訴訟に決着をつける唯一の解決策なのである。この解決策のなかには、権利を満たし、正義を行きわたらせ、それぞれが合法的で根拠をもった平等と不平等とを実現する唯一の手段がふくまれている。ここには共産主義への死刑の宣告があり、社会主義の生命と未来がある。

[6d] 所有問題と租税問題という、これらの問題を扱っているすべての人びとが証言している、相互に深い結びつきをもった二つの問題を一挙に、すっきり解決する利点がこの解決策にはある。そして実際に、租税の理論がかりに公共的収入の理論、そして同じことだが、公共的富の理論でないとしたら、それはいったい何の理論であろうか¹³⁾。

個人や家族と同じく、国には維持費が必要である。したがって国は資産をもつと考えるのは正しいことなのである。労働と資本は明らかに個人の資産であるから、公有をかたちづくることのできるものは、あとは土地しかない。ところで、土地はだれのものでもない。あるいは、も

13) このパラグラフのうち、「これらの問題を扱っている……深い結びつきをもった」の部分と「そして実際に、……何の理論であろうか」の部分は手稿では余白に付加された分である。また「所有問題」の中間に、この前のパラグラフにある「ここには共有主義への……社会主義の生命と未来がある」が挿入されたうえでふたたび線で消されている。文脈からいってこの挿入部分はなじまない。

つとはっきり言うと、それはすべての人のものである。この原理はあらゆる政論家が主張しているところでもある。そこで、とうぜんながら土地がだれかのものだなどということは、ありえないことなのである。個人は土地にたいして暫定的な、一代かぎりの権利しかもちえない。だれも、それ以上の権利も、それ以下の権利ももちえない。この一代かぎりの権利、この用益権を各個人は国家に委ねるのである。または、これらの権利を同胞の権利と共有するのである。この結果、こうした協同組織には、公共的費用、共同体のすべての利害にかかわる費用を補助する資力が備わることになる。

今日われわれが統治されている制度では、耕地、あるいは、すくなくとも耕地の大部分が私有に侵されてきた。国家はその専有物のかなりの部分を奪われるに至っている。経済的に言うと、国家はもはや存在してはいないのである。政府は公共的費用をまかなうために租税にたよっている。しかしこの税は資本と労働にはかならず課せられるが、土地所有にはほとんど課せられない。こうして租税は利潤や賃金を減少させ、取引の自由を束縛し、農業や商工業のもっとも自然的で、もっとも正当な活動をまひさせている。要するにそれは自由と私有を犯しているのである。

さて以上が経済学の観点からする、われわれの状態の忠実な要約である。耕地の私有によって、国家は膨大な、しかもたえず増加する維持費に直面しながら、収入を奪われ無一文の状態に陥っている。耕地の私有は、公有、共同所有にたいする明白な侵害であり横奪である。また他方、課税は私有、個人的所有にたいするだれの目にも明白な侵害であり、それは、明らかにわれわれの個人的権利にたいする打撃である。

正義のこうした二重の侵害によってもたらされ、またもたらされうる唯一の帰結は、社会の内奥に不毛な寄生階級を存続させていることである。この階級は借地料によって〔7〕養われ、そのうえこの階級は借地料の高騰にもなっ

て、まどろみつゆ福になる。しかも、生きるために働き個人的能力を発揮するよう人類のすべてに義務づけられている法を犯して罰せられることがないのである。

わたくしは自分の原理を正義と権利の観点から証明した。それというのも、わたくしはまったく本気でこの問題には正義がかかわりをもっている、信じているからである。それにしても、すべての成行きに適合するというのが真理の驚嘆すべき本性である。かりに、わたくしが証明しようとしたことがらのなかに、厳密で確実な正義がふくまれていなかったならば、そこからは、すくなくとも便宜さという、きわめて大きな利益はえられなかったであろう。そしてこのことはだれも否定しえないであろう。耕地共有の論拠もやはりこの観点から十分うまく擁護されるに違いない。今日では、個人が土地を合法的に所有できることが、けっきょくは是認されているのであって、この権利は法律で個人に認められている。それは、かつて同胞を所有する権利が個人に認められていたのと同じようなものである。だが、かりに個人が耕地を所有できるとすれば、国家もまた耕地を同じように所有できるのであって、このことについてはどんなことがあろうと反対はできまい、とわたくしは信じる。しかも個人が所有しうる土地の広さに何の制限もないのに、国家が一定の広さを超える土地を所有することを、人がなぜ禁じようとするのか、わたくしにはわからない。事実、ヨーロッパでは領土の一定部分が公有されていない国家は存在しないのである。そうだとしたら、つぎのことに、いったい、だれが反対できようか。すなわち、国家が土地を購入し、すでに所有している土地にこれをあわせて、そのときまでに受けとった土地収入に、この購入した土地からの収入を付け加える、こうして借地料の増加とともに労働諸階級に有利になるよう租税負担を軽減するということ。ここにあるのは、単純な財政組織ではあるまいか。そして、かりに、それぞれの国家が自由にこのこと

を実行できるなら、それぞれの市民もまた自由に国家に助言を与えることができるというものではなからうか。したがって、正義の名においてそれにとりかかるか、それとも、便宜の名においてそれにとりかかるかは、けっきょく、大して重要ではない。本質的なことは、こうである。耕作しうる土地が、できるだけ多く国家の手に入ること、そしてこれらの土地が借地農によって耕作されること、公共的收入が、しだいに耕地の賃貸料にもとづくようになること、労働階級が、しだいに租税負担から解放されるようになること、これである。

しかし、便宜さの原理を認めながらも、わたくしはやはり自分の提案が正しく、しかも合法的であるということの証明にこだわらざるをえない。便宜さは義務的なものではない。ある社会、ある世代はこの便宜さを認めるかも知れないが、別の社会、別の世代はこれを拒否するかも知れない。正義はあらゆる時と所を通じて、あらゆる人間を義務づける。〔7 d〕そしてここに正義が便宜さよりもはるかにまさる理由がある。

われわれはここでは理論の領域にいたのであって、わたくしがいま提示した制度を実現しうる手段を示すことは、さしあたり問題ではない。これを示すにはそれなりの研究が必要であって、わたくしはそれを別のところでもっぱら行っている。ここでは、この道を歩みはじめ、そしてプロレタリアの眼に希望の光を与えることほど簡単で、たやすいことはないとのべるだけで十分である。ただだんに地代に課される地租のわずかな増加でもって荷車は動きはじめ、道は開け、動きが伝わる。こうして未来がだれの眼にもはっきりと描きだされる。不動産にたいして現物で徴収される譲渡税によって、共和国がすでに所有している土地に、毎年新しい土地の一部が付加されるようになる。人はこの二つの方向に、おそいか、はやいかは別として進むことができる。理性と正義は、人がこの方向へ進むにあたってきわめて慎重にのぞむようも

とめている。しかしだからといって、この目的が達成されないことなどありえないのである。

この制度が多くの障害にさらされていることに目をつぶるわけにいかない。わたくしはそうした障害のすべて、またはそのほとんどを知っている。したがって、それらを知っているからこそ、わたくしはこれらの障害のすべてが、経済学の原理にかんする、そして富の科学だけが明らかにできる真理にかんする、いちじるしい無知に由来すると断言できると信じている。この制度はティエール氏のあたまのなかに浮び、氏はこの制度とのたたかいを企てるであろう。氏がこのたたかいで、どんな勝利¹⁴⁾をおさめるか、またわたくしのさきほど確証した原理をゆるがせようと試みて、氏がどのような激しい嘲りを自分自身に浴せかけることになるか、こうしたことを、後ほどわれわれは目にするであろう。

われわれを打ちひしんでいる、あらゆる苦痛をいやし、また、われわれのあらゆる傷口をふさぐのにききめのある万能薬として、この理論をわたくしが提示しているなどといったことにはなりませんように！そうはいっても、わたくしは、いま保守主義者と革新者とのあいだで動揺している人びとがかかえている、もっとも手強く、もっとも難しい問題を合理的に解決するものこそ、この理論であると考えている。この理論には社会主義者のすべてのユートピアの基底にある真実なもの、本質的なもの、基本的なものがふくまれており、また、この真理を多かれ少なかれ取りちがえた人間の感情によって生みだされ支持されているにすぎない多くの制度を本当に一掃しようとするのであれば、この理論にこそ、その拠りどころをもとめなければならぬだろう、とわたくしは思う。

わたくしは、自分の理論が科学の窮極のもの (*nec plus ultra*) だとは思っていない。わたくし

14) ルロワではこれが勝利 (*succès*) ではなく、気がかり (*souci*) となっている。誤記であろう。(Leroy, p. 134)

しは〔8〕将来のことまで縛りつけようとして主張しているつもりはない。これから2世紀ないし3世紀あとの人類がどうなるか、またそのとき人類が解決をもとめる新しい問題がどんなものになるか、わたくしは知らない。しかし、わたくしは今日人類を悩ませている問題が何であるかは理解しているつもりである。だからわたくしは、もっとも急を要することがらにたいして十分満足のいく仕方でこたえられるような解決、近い将来に、すぐにもこたえられるような解決を示しているのである。

わたくしは、人から、自分の解決策を押しつけたたり、それを非のうちどころのない不動の真理たらしめようとする野望をもっているなどとは少しも思われたくない。われわれは、もはや、人びとが神の摂理に語らせたり、激しい非難を浴せることで反対者を震えあがらせたりするような時代に生きてはいない。哲学は謙虚さを学ばなければならなかったのである。そしてわたくしは自分では、たしかにこうした哲学の限界内にとどまっているつもりである。わたくしの体系はひとつの仮説にすぎないと言ってもいい。もっとも、この点にかんして、わたくし

はどんな疑念もいだいてはいないので、こう断言することができる。わたくしの眼からみると、この仮説はもっとも高い蓋然性をもっている、と。わたくしは、20年以上にわたり、獲得しうるかぎりのあらゆる知識をもってこの仮説を解明し、自然権〔論〕や経済学、財政〔論〕を駆使してきた。そして歴史や権威の試練にこれをゆだねてきた。わたくしはこの仮説をあらゆる側面から考えつくしてきたのである。この仮説に欠けているのはただひとつ、最後の厳粛な試練、つまり世論による承認だけである。わたくしは、いまこの仮説を世論にゆだねる。そして確信と敬意とをもって世論の判断をうながす。

ところで、わたくしが、できるだけ明快で完璧なものにしようと努めてきたこの富と所有の理論の高みから、ティエール氏の理論体系のうえにとびおろることだけは、見当ちがいかも知れないが、どうやらやっておかなければならぬようである。そこでわたくしはこの理論体系を木端みじんに粉砕するであろう。